

安倍元首相の「国葬」に反対するとともに、 「弔意を強制しない」という政府の明確な意思表示を求めます

岸田内閣は9月27日に安倍晋三元首相の「国葬」を実施することを閣議決定しました。しかし、安倍元首相の「国葬」について、毎日新聞の世論調査で賛成30%に対して反対53%となるなど、現状では多数の国民が反対しています。世論に目を向けず「国葬」を実施することは、国民の分断を招き、政府が国民の意向を軽視するという点で政府への信頼を損ない、政治・社会参加への意欲を失うことにつながる危険性があります。これは日本社会にとって健全な状態とは全くいえません。

今回、安倍元首相が暴力の行使によって突然命を落とされたことについては、非常に残念なことであり、市民の自由意志で安倍氏への弔意を表することには、もちろん異論はありません。

しかし、それが「国葬」という法的根拠のない形式をとることによって、「弔意の強制」になりかねないという懸念を強く抱きます。

その理由は、内閣法制局の「憲法関係答弁例集（天皇・基本的人権・統治機構等関係）」（2017年10月）で「国葬とは国の意思により、国費をもって、国の事務として行う葬儀をいう」としており、「国葬」は「国の意思」によって葬儀が執り行われることになるからです。この位置付けもあり、また同調圧力が強いとされる日本では、「国葬」の実施によって、弔いの意味を事実上、強制される懸念があります。

つまり「国葬」の実施により、全国各地で市民が執り行う多くのイベント、祭り、コミュニティ活動、表現活動の「自粛」をもたらしかねません。さらに疑問、批判や反対の意見を出しづらく、生きづらい空気感を社会にはびこらせることにもつながりかねません。

そこで私たちは、「市民の自由な社会活動」を推進する立場から、政府に対し、憲法にも規定される「市民の思想および良心の自由（内心の自由）を侵さない」ことを確約し、明確に説明することを求めます。具体的には、安倍氏の「国葬」を実施するなら「弔意を強制しない」ことを「国葬」の実施決定と同じ閣議決定で確認し、学校現場や自治体など公的機関を含めて、通達を出して広く周知徹底してください。

政府は国葬について「国民一人一人に喪に服すことを求めるものではない」と説明しています。しかし同種の事例として、国旗国歌法が制定された当時、小渕首相などは掲揚や唱和を「強制しない」と表明しました。ところが法の成立後、文部科学省は教育現場での指導徹底を求め、大阪府では公立校の教職員に君が代の起立斉唱を義務付ける条例が制定され、従わない教職員は処分されました。同様の処分は、教育委員会からの「通達」を発した東京都でもありました。

こうした過去の経緯もふまえ、私たちは、市民の自由な社会活動を推進する立場から、個人の内心を統制しかねない「国葬」の実施に反対するとともに、「弔意を強制しない」ことを閣議決定して政府の意思を明確に示すことを強く求めます。

2022年8月29日

社会福祉法人 大阪ボランティア協会 常任運営委員会